

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著、 共著の別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等 又は 発表学会等の名称	概 要
(著書(欧文)) 1.				
(著書(和文)) 1. 図録日本国憲法	共著	2018年12月	弘文堂	<p>総ページ数134頁。編者：斎藤一久，堀口悟郎，執筆分担者：石塚壮太郎，岩垣真人，大野悠介，小川有希子，奥忠憲，久保田祐介，城野一憲，平良小百合，高橋基樹，徳永貴志，橋爪英輔，三上佳佑，山本真敬。</p> <p>執筆担当箇所：「裁判所」（92-95頁），「司法権と憲法訴訟」（96-99頁）</p> <p>概要：重要判決や統治機構や制度の図解，学説・判例の時代背景を示す報道写真や統計データなどのヴィジュアル資料と解説を展開し，入門者から一度学習を終えた読者まで幅広い層に向けた憲法教材。査読無。</p>
2. 判例キーポイント憲法	共著	2020年3月	成文堂	<p>総ページ数116頁。編者：岡田順太，淡路智典，執筆分担者：上田宏和・小川有希子・川口かすみ・川鍋健・小池洋平・根田恵多・菅沼博子・菅谷麻衣・杉山有沙・塚林美弥子・辻健太・橋爪英輔・波多江悟史・春山習・本庄未佳。執筆担当箇所：「法定相続分差別違憲決定」34-35頁・「成田新法事件」88-89頁 概要：初学者にも理解できるように事件概要を平易に説明し，判旨を論点ごとのQ&amp;A形式で記述することで，憲法の学習事項と判例が関連付けられるようにした判例教材である。査読無。</p>
3. 図録日本国憲法・第2版	共著	2021年12月	弘文堂	<p>総ページ数141頁。編者：斎藤一久，堀口悟郎，執筆分担者：石塚壮太郎，岩垣真人，大野悠介，小川有希子，奥忠憲，久保田祐介，城野一憲，平良小百合，高橋基樹，徳永貴志，橋爪英輔，三上佳佑，山本真敬，河嶋春菜，前裕大志，棟方康平。</p> <p>執筆担当箇所：「裁判所」（98-101頁），「司法権と憲法訴訟」（102-105頁）</p> <p>概要：重要判決や統治機構や制度の図解，学説・判例の時代背景を示す報道写真や統計データなどのヴィジュアル資料と解説を展開し，入門者から一度学習を終えた読者まで幅広い層に向けた憲法教材。査読無。</p>

<p>4. グローバル化のなかで考える憲法</p>	<p>共著</p>	<p>2021年12月</p>	<p>弘文堂</p>	<p>総ページ416頁。編者：横大道聡，新井誠，菅原真，堀口悟郎。執筆分担者：河北洋介，南野森，イザベル・ジロドゥ，岡田順太，シモン・サルブラン，江島晶子，橋爪英輔，西山千絵，中島宏，曾我部真裕，大野悠介，金塚彩乃，河嶋春菜，只野雅人，徳永貴志，小川有希子，池田晴奈，小島慎司，奥村公輔。執筆担当箇所：「トランスナショナル人権法源論」（164-178頁）。概要：山元一教授の還暦を記念し，グローバル化における憲法学を探究した山元一憲法学の各論点を各論者が深化を試みた講座本。担当章では山元一が提唱するトランスナショナル人権法源論について，学問的意義と課題を検討した。査読無。</p>
<p>5. トピックから考える日本国憲法</p>	<p>共著</p>	<p>2023年4月</p>	<p>北大路書房</p>	<p>編者：山元一，編集委員：大野悠介，小川有希子，橋爪英輔，堀口悟郎，執筆者：田中美里，佐藤みのり，小西葉子，小久保智淳，吉原裕樹，塚林美弥子，鎌塚有貴，兵田愛子，本庄美佳，今枝昌浩，樋口惟月，田中将人，総ページ数263頁。「国務請求権」（148-155），「憲法と条約」（240-247）を担当。身近な問題や時事的な問題を用いたトピックをもとに，日本国憲法を基礎から学ぶことのできる入門書である。</p>
<p>(学術論文(欧文))</p>				
<p>1.</p>				
<p>(学術論文(和文))</p>				
<p>1. 裁判所による民主主義的統治の可能性？—〈法〉による〈政治〉の責任追及をめぐる一考察</p>	<p>単著</p>	<p>2014年3月</p>	<p>慶應義塾大学学位請求論文</p>	<p>修士論文（法学）。総ページ数55頁。政治責任を基礎とした議会における政府の責任追及が機能不全となった現代フランスにおいて，その処方箋として裁判的手法を用いた責任追及手段を模索するようになった。本論文ではその契機となった薬害事件と1993年憲法改正によって導入された共和国法院制度に着目し，公法学における政治責任論の変容とピエール・ロザンヴァロンの対抗的デモクラシー論を手がかりに民主主義的正統性を検討した。査読（修論審査）有。</p>
<p>2. 高等法院における共和国大統領の罷免手続——憲法68条に関する2014年11月24日の組織法律1392号</p>	<p>単著</p>	<p>2017年10月</p>	<p>日仏法学第29号129-132頁</p>	<p>フランスの2007年憲法改正によって高等法院による大統領弾劾手続が導入されたものの，具体的手続を定めた法律が存在せず，憲法の適用が不可能であった。そのような文脈で実現した2014年の組織法律について，その手続の詳細を紹介しつつ，憲法院の事前審査判決を踏まえて高等法院の法的性格や手続上の課題を示した。査読無。</p>

<p>3. フランスの政治裁判権における司法官の位置づけ</p> <p>4. 政治責任の現在と未来—フランスの閣僚責任を中心に</p>	<p>単著</p>	<p>2018年10月</p> <p>2021年10月</p>	<p>『憲法理論叢書26 岐路に立つ立憲主義』敬文堂，憲法理論研究会，111-123頁</p> <p>比較憲法研究33号121-144頁</p>	<p>フランスの現代の司法官が近代の伝統的裁判官像から解放され，独立性を獲得したことを司法官職高等評議会の展開とともに明らかにしつつ，閣僚責任等を裁判するフランスの政治裁判制度の脱政治化や，フランスの裁判に求められる「裁判の前の平等」の要請の観点から，裁判官の独立性や地位の変容を制度的・理論的基盤の観点から検討した論文。査読無。</p> <p>前年に行った口頭報告について加筆・修正を施し，活字化したもの。閣僚責任追及に関するフランスの制度改革について，背景として統治機構論上の問題点（過去）や現行制度の概要と問題点（現在）を紹介しつつ，改正を主張する論者の見解をみながら，フランスの未来を検討しつつ，日本における示唆を示した。査読無。</p>
<p>(紀要論文)</p> <p>1. フランス憲法における閣僚裁判権——高等法院制度の展開と特徴（査読有）</p> <p>2. フランス公法における『政治司法』概念とその変容——統治機構における政治と司法の交錯点（査読有）</p>	<p>単著</p> <p>単著</p>	<p>2015年12月</p> <p>2016年9月</p>	<p>『法学政治学論究』（慶應義塾大学）第107号101-136頁</p> <p>『法学政治学論究』（慶應義塾大学）第110号171-201頁</p>	<p>議院内閣制における政府構成員の政治責任追及上の問題点を検討した論文。フランス憲法の伝統的統治機関としての高等法院（閣僚裁判権）の歴史的展開と類型、特徴から閣僚裁判権は「革命期の伝統」型と議院内閣制型に類型化される。後者の類型である第三共和政では議会主権の至高的権限による裁判を正当化する説とこれを批判する説の対立が、今日の制度設計に影響を与えていることを明らかにした。査読有。</p> <p>フランスの統治機構上の概念である justice politique（政治司法）に焦点を当て、その定義をめぐる議論や民主政における意義、リベラル・デモクラシーの発展における政治司法の変容を検討した論文。「政治司法」は広く政治と司法の交錯の問題を包含するものであるが、統治の技法としての意義が認められてきた。他方で現代のリベラル・デモクラシーの発展においては、徐々に諸制度における「法による政治の吸収」現象ないし脱政治化の傾向を明らかにした。査読有</p>

<p>3. フランス政治司法の例外裁判所の側面の一考察——例外状況の理論および裁判の前の平等の観点から(査読有)</p>	<p>単著</p>	<p>2018年12月</p>	<p>『法学政治学論究』(慶應義塾大学)第110号1-37頁</p>	<p>フランス政治司法の各論的研究として例外裁判所や裁判における特別手続の正当化について、憲法・行政法の観点から比較検討した論文。アルジェリア戦争の処理のため大統領主導で例外裁判所が設けられた。フランスの行政判例法理の一つである「例外状況の理論」はそのような裁判所の正当化に寄与したが、その射程には限界がみられる。代わりに常設的な司法裁判所での例外手続に対しては憲法院による憲法的統制の対象となり「裁判の前の平等」の観点からの審査が要請されることを明らかにした。査読有。</p>
<p>4. 民法750条の憲法適合性(第二次夫婦同氏訴訟最高裁大法廷決定R3. 6. 23)</p>	<p>単著</p>	<p>2021年12月</p>	<p>常磐総合政策研究8号117-131頁</p>	<p>民法750条が定める夫婦同氏原則および、選択的夫婦別氏制度不導入における立法不作為等を争った、一連の夫婦別氏訴訟につき、第二次夫婦同氏訴訟における最大決R3. 6. 23について、第一次訴訟を踏まえて憲法13・14・24条の解釈をめぐる各最高裁判所裁判官の個別意見についての分析を行った判例評釈である。査読無。</p>
<p>(辞書・翻訳書等)</p> <p>1. (翻訳) ジュリアン・ブドン「フォーマルな憲法変動とインフォーマルな憲法変動」</p>	<p>共訳</p>	<p>2017年9月</p>	<p>慶應法学(慶應義塾大学)第38号223-238頁</p>	<p>著者:ジュリアン・ブドン(フランス大学教授) 監訳者:山元一(慶應義塾大学法務研究科教授)。共訳者,橋爪英輔,小川有希子(当時、共に慶應義塾大学博士課程)。原文はフランス語。憲法変遷論に関する講演を翻訳したもの。</p>
<p>2. (翻訳) ニコル・マエストラッチ「憲法院判決の時間的調整」</p>	<p>単訳</p>	<p>2020年5月</p>	<p>ICCLP Publications(東京大学) No. 15, 67-76.</p>	<p>著者:ニコル・マエストラッチ(憲法院裁判官)。2019年9月17・18日に東京大学本郷キャンパスで開催された第10回日仏法学共同研究集会「利益の衡量」の講演で配布した翻訳を紀要に収録したもの。原文はフランス語。フランスの違憲審査制度と2010年度に導入された事後的違憲審査制度における判決の効力の問題について論じられた講演である。</p>

<p>3. (翻訳) ニコル・マエストラッチ「フランス法における歴史修正主義と憎悪表現」</p> <p>4. 〈インタビュー〉ニコル・マエストラッチ (フランス憲法院裁判官) に聞く</p>	<p>共訳</p> <p>共訳</p>	<p>2020年6月</p> <p>2020年12月刊行予定</p>	<p>法学研究 (慶應義塾大学) 93巻6号31-44頁</p> <p>『憲法研究』7号 (信山社) 161-190頁 (予定)</p>	<p>著者: トマ・オックマン (ランス・シャンパーニュ=アルデンヌ大学教授)、監訳者: 山元一 (慶應義塾大学法務研究科教授)。訳者: 橋爪英輔。2019年12月にフランス公法学者を招聘して実施した連続講演のうち12月8日に慶應義塾大学三田キャンパスにおいて実施した同名の講演の翻訳原稿を収録したもの。フランスにおける歴史修正主義的表現の立法と憲法院判決について解説した講演の翻訳である。</p> <p>フランスの憲法院の現職裁判官であるニコル・マエストラッチ氏に対して行った、裁判官のキャリアや憲法裁判等に関するインタビュー (聞き手: 山元一) を翻訳したもの。訳者: 山元一 (慶應義塾大学法務研究科教授)、橋爪英輔。</p>
<p>(報告書・会報等)</p> <p>1. 「国際人権主要判例書誌情報 (2) ~ (6)」</p>	<p>単著</p>	<p>2015年11月, 2016年11月, 2017年11月, 2018年11月, 2019年11月</p>	<p>国際人権26号144-149頁, 国際人権27号124-129頁, 国際人権28号159-162頁, 国際人権29号121-125頁, 国際人権30号166-170頁</p>	<p>2009年11月~2011年10月に言い渡された国内判例のうち国際人権に関連する判例・裁判例を選抜し, 評釈や意見書, 記事等を収集し, 書誌として紹介したもの (2)。以降, (6) まで毎年担当 (5・6は収録期間を1年に短縮)</p>
<p>(国際学会発表)</p> <p>1.</p>				
<p>(国内学会発表)</p> <p>1. フランスの政治裁判権における司法官の位置づけ</p> <p>2. 政治責任の現在と未来 フランスの閣僚責任を中心に</p>	<p>単著</p> <p>単著</p>	<p>2017年6月</p> <p>2020年10月</p>	<p>憲法理論研究会・平成29年6月例会 (於: 立正大学品川キャンパス)</p> <p>第32回比較憲法学会, 2020年10月24日 (於: 広島大学東田キャンパス+Zoom)</p>	<p>フランスの司法権の役割の変化と, それを担保する司法官職高等評議会の展開をみながら, 政治裁判における裁判官の位置付けについて検討する口頭報告。査読無。</p> <p>閣僚責任追及に関するフランスの制度改革について, 背景として統治機構論上の問題点 (過去) や現行制度の概要と問題点 (現在) を紹介しつつ, 改正を主張する論者の見解をみながら, フランスの未来を検討しつつ, 日本における示唆を示した。査読無。</p>
<p>(演奏会・展覧会等)</p> <p>1.</p>				

(招待講演・基調講演)						
1.						
(受賞(学術賞等))						
1.						
研 究 活 動 項 目						
助成を受けた研究等の名称	代表, 分担等 の別	種 類	採択年度	交付・ 受入元	交付・ 受入額	概 要
(科学研究費採択) 1. 「《法》《責任》 《民主主義》一法化 時代における政治と 司法」	代表	特別研究 員奨励費	2016年度	慶應義塾 大学	900千円	本研究は現代民主主義・統治機 構論における法と政治の関係を 明らかにすることを目的とし、 フランスの政治司法を素材に、 ①フランス閣僚責任追及制度・ 政治責任と刑事責任、②共和国 法院の正統性、③現代フランス 民主主義における政治と法・司 法の関係という細分化された課 題に取り組む研究課題である。
(競争的研究助成費獲得(科研費除く))						
1.						
(共同研究・受託研究受入れ)						
1.						
(奨学・指定寄付金受入れ)						
1.						
(学内課題研究(共同研究)) 1. 請願権の現代的意義 をめぐる比較法的考 察	代表	特別奨励 研究助成	2022年度	常磐大学	350千円	請願権を素材として、フランス を比較対象とし、法制度や運用 を比較しつつ、その現代的意義 について考察を行うことを目的 とする科研費基盤研究(C)研 究課題の準備的研究として、本 研究課題は、日仏両国の憲法・ 行政法分野の先行研究を深く分 析し、研究課題の各論点をさら に具体化するとともに、各論点 へのアプローチ方法・研究手法 を再検討する。
(学内課題研究(各個研究))						
1.						
(知的財産(特許・実用新案等))						
1.						